

高松市・牟礼町合併協議会会議録  
第 8 回 会 議

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日 ( 月 )

高松市・牟礼町合併協議会

# 高松市・牟礼町合併協議会会議録

## 第8回会議

### 1 日時

平成16年11月22日(月)午前9時30分開会・午後0時12分閉会

### 2 場所

高松市役所 13階 大会議室

### 3 出席委員 21人

会長	増田昌三	委員	松田勝
副会長	高木英一	委員	藤井勇
委員	三野重忠	委員	静孝義
委員	谷本繁男	委員	安戸清次
委員	渡部康一	委員	香川深雪
委員	大橋光政	委員	加藤博美
委員	三野八儿子	委員	小西百々代
委員	梶村傳	委員	浜川憲博
委員	大浦澄子	委員	村上貞夫
委員	三笠輝彦	委員	太田量子
委員	森谷芳子		

### 4 欠席委員 1人

委員	井竿辰夫
----	------

### 5 出席幹事 6人

副幹事長	三野重忠(委員兼務)	幹事	関正則
幹事	中村榮治	幹事	中村憲昭
幹事	横田淳一	幹事	佐々木永治

6 幹事会部会委員 33人

総務部会委員		市民部会委員	間島康博
企画財政部会委員	中村憲昭 (幹事兼務)		
市民部会委員			
消防部会委員			
総務部会委員	小山正伸	市民部会委員	那須 等
総務部会委員	細川公紹	市民部会委員	中村健児
総務部会委員	原田典子	市民部会委員	秋山 徹
		健康福祉部会委員	
総務部会委員	石垣佳邦	健康福祉部会長	岡内 須美子
総務部会委員	伊藤憲二	健康福祉部会委員	富田 繁
企画財政部会長	横田淳一 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	多田昌永
企画財政部会委員	関 正則 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	岡本英彦
企画財政部会委員	井上 哲	健康福祉部会委員	樋本行夫
企画財政部会委員	岸本泰三	健康福祉部会委員	近藤 奨
企画財政部会委員	草薙功三	消防部会委員	黒川 守
企画財政部会委員	高橋公一	消防部会委員	矢代正巳
企画財政部会委員	綾田保弘	議会部会長	金子史朗
企画財政部会委員	須和建一	議会部会委員	宮本 弘
企画財政部会委員	生山 登	議会部会委員	川原讓二
企画財政部会委員	秋山利広	議会部会委員	十河昌幸
市民部会長	氏部 隆		

## 7 事務局

事務局長	林 昇	調整班長	清 谷 文 孝
事務局次長	加 藤 昭 彦	調整班 兼計画班	林 田 競 一
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福 井 隆	調整班 兼計画班	松 崎 充 宏
総務班長 兼調整班兼計画班	加 藤 將 門	調整班 兼計画班	若 菜 浩 臣
総務班 兼調整班	安 西 正 門	調整班 兼計画班	諏 訪 真 史
総務班	黒 淵 博 美	計画班	山 上 龍 二

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議事

#### (1) 協議事項

- 協議第 1 5 号 地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について  
（第 7 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 6 号 条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）について  
（第 7 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 7 号 電算システム事業（協定項目第 2 4 - 2 号）について  
（第 7 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 8 号 広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）について  
（第 7 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 9 号 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について
- 協議第 2 0 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）  
について
- 協議第 2 1 号 消防団の取扱い（協定項目第 1 9 号）について
- 協議第 2 2 号 国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）について
- 協議第 2 3 号 介護保険事業の取扱い（協定項目第 2 3 号）について
- 協議第 2 4 号 都市提携（協定項目第 2 4 - 1 号）について
- 協議第 2 5 号 保健衛生事業（協定項目第 2 4 - 1 1 号）について
- 協議第 2 6 号 その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）  
について
- 協議第 2 7 号 その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）  
について
- 協議第 2 8 号 その他の事業（市・町民褒章制度）  
（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について
- 協議第 2 9 号 その他の事業（水問題対策）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）  
について
- 協議第 3 0 号 建設計画（協定項目第 2 5 号）について

### 4 その他

- (1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (2) 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

### 5 閉会

午前 9時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） 大変お待たせをいたしました。それでは、ただいまから高松市・牟礼町合併協議会第8回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日何かとお忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございました。

それでは、早速ですが、会議に入ります。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、大橋光政委員さんと浜川憲博委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 （1）協議事項

議長（増田会長） まず、（1）の協議事項の協議第15号地方税の取扱い（協定項目第9号）についてから協議第18号広聴広報事業（協定項目第24-3号）までの4件を一括して議題といたします。

なお、協議第15号から協議第18号につきましては、前回、第7回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

改めまして、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

まず、協議第15号地方税の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほど、枠で囲った部分にございますように、「地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。ただし、1牟礼町に係る法人市・町民税、軽自動車税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を实

施する。事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。2牟礼町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準並びに個人市・町民税及び固定資産税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。3牟礼町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。」というものでございます。

続きまして、8ページをお開き願いたいと存じます。

協議第16号条例・規則等の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」というものでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

協議第17号電算システム事業についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、牟礼町のシステムに必要な改修を加え使用する。」というものでございます。

続きまして、14ページをお開き願います。

協議第18号広聴広報事業についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。現在、牟礼町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。」というものでございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

提案内容につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第15号から協議第18号について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

どうぞ。

三野（八）委員 三野です。

第15号の地方税の取扱いの件で、経過措置が3年と5年とがございますね。事業所税については、牟礼町にない分だから、ということで5年の経過措置かと思うんですが、この3年度にしたのと5年度にしたのの説明を、できたら全部5年度にするっていう方法もありはしないかという、町民からの意向があるんですけども、お答えをいただきたいと思っています。

議長（増田会長） それじゃあ、どうぞ、事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、企画財政部会の方から答弁をお願いいたしたいと思えます。

草薙企画財政部会委員 おはようございます。高松市税務長の草薙でございます。よろしく申し上げます。

地方税の取扱いにつきまして、5年あるいは3年という考え方でございますけども、合併特例法がございます。これにつきましては、最大5年間の経過措置ということが定められておりますけども、この運用に当たりましては、基本的には住民負担の公平を期する観点から、できる限り短期間にとというのが趣旨でございます。したがって、すべてを5年というのは、合併特例法の趣旨からいっても若干問題があるんでないか。

そういうことで、牟礼町さんにとりまして、新たに課税される税目、これにつきましては最大限の5年、他の税率の変更につきましては3年間の経過措置、そういうことで取りまとめたものでございます。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 この全体の打ち合わせで、特に牟礼町の方から、これはっていうような、調整の段階で、そういう御意見はあったかと思うんですが、それはもう、すべて5年には難しいという判断なんでしょうかね。

草薙企画財政部会委員 いろんな考えの中で、お互いの意見交換をして調整をしたというものでございます。ただ、すべて5年というのは、ちょっとこれは問題があるんでないか、そういうことでございます。

三野（八）委員 5年というのはないということで判断せざるを得ないんですか。

草薙企画財政部会委員 先ほども申し上げましたように、5年というのは、合併特例法で、確かに、最大限認められておりますけれども、その運用に当たっては、経過措置とい



うのはできる限り短くという、そういうふうな趣旨でございます。

したがいまして、すべてを5年というのは、違法ではないかもしれないけども適当ではない、そういうふうに判断しているものでございます。

三野（八）委員 もちろん、法律的にはそうだし、5年も違法でないっていうのはあるんですけどね。やっぱり、編入合併を決めるときに、新設合併を主張した意見もあったんですよね。そのときに対等で話し合いをしましょうということになってるんですけども、住民の側からは必ずしも対等ではないと、そういう意見が、ここ何回か合併協議会を重ねるうちに、そういう感覚なんですけどね、そういうのがありますので、できましたら、そういう検討を十分していただくということをお願いをしたいんですけどね。

草薙企画財政部会委員 十分に、10回以上にわたりまして、さまざまな角度からお互いの意見を出し合って、その上で調整をさせていただいたものでございます。

議長（増田会長） この件について、何かほかの御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ほかに御意見ないようでしたら、集約をさせていただきたいと存じますが、協議第15号から協議第18号までの4件について、原案のとおり確認することに……、どうぞ。

三野（八）委員 三野でございます。

協議第18号の広聴広報事業の件なんですけれども、牟礼町の場合は、防災無線は、今、しておりまして、ここでは合併時まで調整をするものとする、こうなっておりますが、ただいま牟礼町の場合は、防災無線、実費負担は5,000円で済むってということで、今、何年かやってるんですよ。そういうことがございますので、経過措置として、まだ、今50%に満たないぐらいの普及率でございますので、できましたら、そういうことも検討の中に入れていただきたい、そういう要望がございますので、お願いをしたいと思います。

それと、先ほどの5年間の経過措置っていうのは、ぜひ御検討いただいて、きょう確認ということにならないという方向で、私は希望を申し上げておきます。

議長（増田会長） それじゃあ、広聴広報事業について、事務局からお答えいたします。

伊藤総務部会委員 広聴広報課の伊藤でございます。

先ほどの御質問についてお答えさせていただきます。

各町とも防災行政無線等がございますので、今お申し出のことも含めて、将来、検討さ

せていただきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと存じます。

他の町についても、こういったことがございますので、合併までに調整する中に、そういったことも含めて検討させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

事務局次長（加藤） 事務局から補足して説明申し上げます。

前回会議でも提案した際に御説明申し上げましたが、この広聴広報事業の中で取り扱いをしておりますのは、防災行政無線を利用した一般広報ということでございます。防災行政無線そのものの取扱いにつきましては、別途、消防防災関係事業という別の合併協定項目がございますので、その中で御協議をいただくということになっております。そういったことで、今回につきましては、それを利用した広報の取扱いをどうするかということでございますので、その点御理解をいただきたいと思えます。

三野（八）委員 ということは、事務局から今おっしゃったのと行政が答弁されたのは若干違うということですか。

伊藤総務部会委員 私、広報の方からお話しさせていただいたのは、今、事務局からの御説明を踏まえた上での内容というふうに御理解を賜りたいと存じますが。

設備がないと、私どもの方も動けませんので、事務局からの御答弁は、その設備の関係、機材の関係の御説明でございまして、それを踏まえて私どもも検討させていただきというふうなことでございます。

三野（八）委員 そうすると、防災無線を、牟礼町の、先ほど申し上げたようなことは、また別の段階で検討する場があると、そういう認識でよろしいんですね。

事務局次長（加藤） ちょっと重ね重ねになりますが、防災行政無線そのものの取扱いにつきましては、消防防災関係事業という別の合併協定項目の中で、それを今後どうするかということ、消防部会なり、あるいは総務部会の方で、今現在、調整中でございます。調整が終わりましたら、この場で御協議いただくということになりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

議長（増田会長） 先ほどの件につきましては、大方の意見が、もうこの日で集約ということございましたら、もう確認をいたしたいと思えますが、そういうことでお願いできませんかね……。

それでは、協議第15号から協議第18号までの4件について、改めてお諮りします。

協議第15号から協議第18号までの4件については、原案のとおり確認することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないようでございますので、協議第15号から協議第18号までの4件については、原案どおりと確認をいたします。

次に、新規提案の案件でございますが、協議第19号地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について及び協議第20号議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）についての2件について、関連がございますので、一括して議題といたします。

なお、これから後の協議第19号から協議第29号までの11件につきましては、会議規程に基づき、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回第9回会議において、改めて質疑、協議を行った上で、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議第19号及び協議第20号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の17ページをお開き願います。

まず、協議第19号地域審議会の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、牟礼町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。」というものでございまして、地域審議会を設置するとともに、次の協議第20号で提案いたしております、議員の定数及び任期につきまして、合併特例法に認められている特例措置を活用し、複合的な仕組みを整備することによりまして、合併後における牟礼町地域のまちづくりに関し、地域住民の意見が、直接、間接に施策に反映できる仕組みを整備しようとするものでございます。

それでは、次の18ページをごらんいただきたいと存じます。

別紙といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市牟礼地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議を掲載いたしております。

この別紙につきましては、合併協定書におきましても、先ほどの提案内容とともに掲載されるものでございます。

それでは、この協議の要点を説明させていただきます。

まず、第1条でございますが、設置について述べておりました、合併特例法の規定に基づき、合併前の牟礼町の区域に地域審議会を置く旨が記載をされております。

次に、第2条の設置期間でございますが、建設計画の期間、おおむね10年間ということで、合併の日から平成28年3月31日までといたしております。

次に、第3条は、地域審議会の所掌事務について定めておりました、地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、または意見を述べるものとされております。

まず、第1点目といたしまして、高松市と牟礼町の合併に関する建設計画の執行状況に関すること。2点目といたしまして、高松市と牟礼町の合併に関する建設計画の変更に関すること。3点目として、牟礼町地域のまちづくりに関すること。そして4点目として、その他市長が必要と認める事項といたしております。

次に、第4条は組織でございますが、まず第1項で、地域審議会は委員15人以内で組織することといたしております。また、第2項で、委員は、設置区域内に住所を有し、選挙権を有する者で、学識経験を有する者及び公募により選任された者のうちから、市長が委嘱することといたしております。

次に、第5条は委員の任期及び失職でございますが、委員の任期は2年とすることといたしております。また、第3項におきまして、委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとすることといたしております。

次に、第6条の会長及び副会長につきましては、委員の互選により選任することといたしております。

次に、19ページにまいりまして、第7条の会議についてでございます。

まず第1項で、会議は毎年度2回開催するものとし、会長が招集すること。第2項では、委員総数の3分の1以上の委員から会議の開催の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならないことを規定いたしております。

次に、第8条の庶務でございますが、地域審議会の庶務につきましては、事務局において処理し、この事務局は設置区域内の事務所に置くことといたしております。

次に、第9条で、この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定めることといたしております。

なお、附則といたしまして、この協議は、両市町の合併の日から施行することといたしております。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと存じます。

20ページには、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました先進地域10市の事例を記載しております。10市のうちで、地域審議会の取扱いについて協議された市が4市でございます、この資料には、そのうちの3市の事例を記載しております。

資料でございますように、大船渡市と新居浜市の二つの市は地域審議会を設置し、つくば市では協議の結果、設置しないことといたしております。

次の21ページをお開き願いたいと存じます。

21ページでございますが、21ページには、現在、協議が進められております中核市の事例を記載しております、資料には、秋田市など5市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、今回提案した内容とほぼ同じ内容となっているものでございます。

以上が協議第19号地域審議会の取扱いについてでございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第20号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページ中ほどでございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、牟礼町の区域により選挙区を設ける。」というものでございまして、合併特例法における定数特例を、編入合併の場合の最大限、2回適用しようとするものでございます。

次の23ページをごらんいただきたいと存じます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについての資料でございます。

編入合併の場合、議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、図で示しておりますとおり、五つのパターンが考えられます。

まず、パターンの は、地方自治法による原則でございます。

次に、パターン の定数特例でございますが、これは編入される市町に選挙区を設け、人口に応じた定数を増加配分できる制度で、増員選挙を行うこととなります。この場合、議員の任期は、編入先の市町の議会の議員の残任期間となります。

次に、パターン の は、ただいまの定数特例を、合併後に行われる一般選挙まで合わせて2回採用するものでございます。

次に、パターン の 在任特例でございますが、これは、編入される市町の議員全員が、

編入先の市町議会の議員として在任するものでございまして、在任期間は、編入先の市町議会の議員の残任期間となるものでございます。

また、パターンAのように、この在任特例に加えまして、定数特例を採用して、次の一般選挙で選挙区を設定することもできます。

今回、提案いたしておりますのは、このうちのパターンBで、定数特例を2回適用するというものでございます。具体的には、資料に記載しておりますように、合併後50日以内に牟礼町地域に定数2人の選挙区を設けて増員選挙を行います。この場合の任期は、現在の高松市議会議員の残任期間、平成19年5月1日までとなります。そして、合併後に行われる一般選挙、平成19年に行われる高松市議会議員選挙におきましても、再度、牟礼町地域に定数2人の選挙区を設けて選挙を行い、牟礼町地域から議員2人を選出するものでございます。このように、定数特例を2回適用するものでございまして、特例期間が終了いたします平成23年5月以降は、高松市議会議員の条例定数が現行のまま40人ですと、合併後の高松市域全体から40人の議員を選出することとなるものでございます。

次に、24ページをごらんいただきたいと存じます。

24ページには、先ほどと同様に、平成11年4月1日以降に編入合併いたしました先進地域の事例を記載しております。資料には、そのうち5市の事例を記載しておりますが、それぞれの市名の後に、先ほど御説明いたしました特例のうち、どのパターンの特例を適用したかを括弧書きで記載をいたしております。

また、次の25ページでございしますが、25ページには同じような形で中核市の事例を記載しているものでございます。

以上が協議第20号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第19号及び協議第20号につきまして、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

どうぞ。

村上委員 牟礼町の村上です。

地域審議会なんですけど、第7条に毎年度2回開催と書いてありますけれども、2回ぐらいの開催で、その審議会、内容、どの程度のボリュームなのかわかりませんが、大体、先進地域にしても、そのぐらいの開催でやっているのか、年4回とかそういう検討はどんなんでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から説明をいたします。

会議回数のごとでございますが、何回が適当かという特段の根拠はございません。回数については、いろいろな考え方ができると考えておりますけれども、議会の定例会は年4回ということになっております。これに合わすのがいいのかどうか、これより少ない方がいいのかどうかということも一つの検討材料ではございます。

今回、提案をいたしておりますのは、毎年度2回ということございまして、これについては、年度当初に会議を開催いたしまして、建設計画に係るその年度の施策・事業などについて説明を受けるなり、議論を行う。その後、各委員において、状況等を把握する中で、秋以降において、その年度の進捗状況などについて議論をするとともに、年度末に向けての対応なり、次年度以降における対応の方向性などについて議論をすることがいいのではないかとということで、最小限2回は開催するということといたしております。

後は、情勢の変化なり、協議議題の状況等を踏まえ、臨時に開催できる余地を残すということで、対応は可能であると判断したものでございます。

現実的には、会議開催ニーズは、最初の三、四年程度に集中するのではないかとというふうに考えられますけれども、10年間を見通した中では、年間2回ということが適当なところではないかというふうに考えたところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

ほかにどうぞ。どうぞ。

松田委員 この前もちょっと声を上げておりますんで、言わんわけにいきませんが、1回で地区割りして終わって、次、もう4年ということやが、その長所、短所がわかりにくいので、できましたら説明いただきたいと思っております。

議長（増田会長） じゃあ、事務局から説明いたします。

事務局長 今の御発言は、議会の議員の定数特例を2回採用することについてのことであろうかと思っておりますけれども、これをどのような形にするかといいますと、先ほど説明いたしましたように、パターンとしては、地方自治法の原則が一つ、それ以外に合併特例法による特例が四つと、その中から選択をするということでございます。

これを検討する段階で、いろいろ御意見等をお聞きいたしましたところ、やはり定数特例を1回だけ使うということでは、1年から1年半ということ非常に短期間である。そ

れしか議員を確実に確保することができないということについては、問題があるのではないかと。それから、議員と地域審議会という二本立てで、住民の意見を市政に直接反映できるシステムというものを構築することが望ましい。議員についても、できる限り長い期間、確実に議員を確保できるということが必要であるというようなことから、全体として、高松市も、あるいは町側も、それぞれの市民、町民も、それぞれが一定の理解を示すことができるという扱いが一番いいのではないかとというようなことで、最大公約数的な考え方で、定数特例を2回活用することが、この選択パターンの中では、この地域にとって最も望ましい形ではないかということでございます。

なお、関連するわけでございますけれども、高松市と合併協議を行っている町は6町でございます。6町それぞれの事情があるということで、全体が合意形成ができるという考え方については、今回提案した内容であろうというふうに考えたところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

松田委員 重ねて。そういう解釈も十分理解できるんですが、内海町では1回にしたと、次はもう全町でいくという、これは新設と編入といろいろありますけれど、過保護政策のような発言にはなっておりますが、むしろ私は、この前も言いましたがね、5年間も2名と40名といういき方よりは、むしろ、それは市が不利になるのではなかろうかという意図があるのではなかろうかと思えますんでね。やはり、これはもう少し意見交換してやるべきでなかろうかと。

牟礼町、よその町のことは知りませんが、牟礼町は5年間ももう2名でいってしまうと、高松市は40名でいくというのでは、やはり勉強する人もおりゃあ、力のある人もおるのならば、もう少し検討してもらいたいという希望があるんですけどね。

以上です。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

非常にシビアな問題というか、議員自体からいうと発言はしにくいことなんですけども、やっぱり全体にかかわることですので、牟礼町で議論したことを少し、あれなんですけども、

今、松田委員の方からも発言がありましたけれども、2回も特例法を使うっていうのは、全体、せっかく新しい高松市ができるのに、2回も特例を使いよったんでは、なかなか新市の形成に支障を来すのではないかという意見が出てます。

それと、非常に申し上げにくいんですけども、高松の市会議員、現の市会議員さん40



名いっちゃうけれども、その方が新しい市ができたにもかかわらず、今までの選挙区で40名の定数でっていう、そういうことでは、ほかの6町との平等意識に欠けるのではないかと、そういうふうな意見も出て、私も非常にそういう思いが強うございます。ですから、2回特例を使うのはどうかっていうのは、ぜひ、もうちょっと期間をかけて検討する必要があるのではないかと思いますので、ぜひ皆さんの御意見をお伺いをしたいと思いません。

以上でございます。

議長（増田会長） わかりました。

ほかにどうぞ。どうぞ。

村上委員 牟礼町の村上です。

現在、町会議員さんは16名おられるわけですよ。それが2名になるということは、住民の人は非常に、今16名だと非常に身近で、いろんな要望とか意見とかを、皆、議員さんをお願いしてやっているわけですよ。それで、それが今回、市になって、議員さんが2名になると、一番心配しているのは、現町民の要望なりがなかなか市の方に意見として反映してもらえないんじゃないかということ、一番、我々、意見として聞くわけなんですよ。

もちろん、今、40名、市会議員さんおられますけれども、やはり何ていったって、皆さんの地元が一番やっぱり、選挙区が、失礼ですけど、大事でしょうから、牟礼町のことまではなかなか手が回りにくいんじゃないかということで、非常に現町民としては、市になって、それはいいんだけど、そういったサービス面、行政面がやはり一番心配だというような意見がありますので、今言われたように、オール高松市の選挙にすれば、牟礼町から2名だろうが5名だろうが、それは確かに、寒川ですか、あそのゼロみたいになるかもわかりませんが、オール高松市の選挙で今の16名が、それは力があれば、10名市会議員になられるかもわかりませんが、そういったことで、やはり牟礼町のいろんな要望をできるだけ、せっかく新しい市民になって聞いてもらえないんじゃないかなとなるようなのが、一番、町民の方は心配されてますんで、その辺もう一度よくお考えいただいたらと思います。

以上です。

議長（増田会長） ほかに御意見、どうぞ。

渡部委員 牟礼の渡部でございます。

今、牟礼の各委員の方から言っておりますが、このことにつきましては、先般、新聞報道に対する見解を私の方から求めておりますが、それで説明はよくわかりました。よくわかっておりますが、新しい自治体の、合併したらその後の整合性、統一性、これを速やかに進めるのには、選挙区、旧態依然とした状態を早く脱却すると、これが望ましいんでないのかというのが私の持論です。

そういう考え方も、皆さんの中にも、おっしゃられた委員の中にもありましたが、さらには、今、事務局の方から申されましたように、やはり合併したら、建設計画であるとか、協議したことのその点検などが大事であろうというお図りもよくわかります。よくわかりますが、そこには、先ほど言ったように、地域審議会やいろいろなものをこれからも地域住民の立場に立って設置していただけるわけでございますので、この選挙区については、選挙区と議員数等については、地方自治の自治体の根幹をなすものですから、本当にもっと話し合っ、話していただきたい。腹を割って話させていただきたいと、こんな気持ちでございます。とにかく、早く一つの高松市になれるのはどうしたらいいかということ、私たちは主張していきたいなど、このように思っております。よろしく申し上げます。

議長（増田会長） ありがとうございます。

ほかに御意見ないでしょうか。

どうぞ。

梶村委員 牟礼の委員さんの方から、それぞれ議員の定数、議員の取扱いについて御意見が出されておりますので、私なりの考え方を申し上げて、こういう場でいいのかどうかわかりませんが、こういう意見もあるということでお聞き取りいただきたいと思っております。

一つは、定数特例を1回か2回かということになりますと、さぬき市の例でありますように、寒川町の例がございましたが、高松が今、合併協議会を進めている6町の中には、国分寺とか香川町とか牟礼町とかっていう1万5,000人、2万人を超える人口の地域もありますし、3,000人余りの塩江町との合併もあわせて進めておるとい状況がありますから、そういう町との整合性というものも考えれば、定数特例の方がいいのではないかという考え方に立ちます。

それ以前に、在任特例は、もう今までの経験からいって、市民の理解を得るわけにはいかないということはもう前提になりますから、幾つかのパターンがある中で、在任特例は外すということになると、定数特例を1回やるか2回やるかという話になるわけですから、

できれば定数特例を1回だとすれば、合併の時期を考えますと、1年から1年半しかこれがないというところに、小さな、人口の少ない町とのかかわり合いを考えると、その整合性を求めると、この町は特例を設けるがここは設けないというわけには、この協議をずっと進めている段階で、個別には、もう、ちょっと整理はできにくいという状態ではないのかという気持ちになります。

同時に、じゃあ定数っていうものをどういうふうにか考えるかということ考えた場合に、今、高松は人口約8,000人につき1人です。将来、合併が全部整った段階で、じゃあ8,000人……

谷本委員 8,300。

梶村委員 8,300人ですか、8,300人の人口の割合の議員1人当たりでいいのか、それとも1万人がいいのか、1万2,000人がいいのかという話が出てきますが。地方自治法でいう50万未満の市の上限が46という数字も、これもさしたる根拠があるわけではないというように考えますから、私は、できれば高松の合併後の選挙の定数っていうものは、市民の皆さんが納得できる、ある程度の数字っていうものは、やっぱり、みずから導き出してこなきゃならないと思っております。その導き出してくる時期っていうものがいつになるか。できれば、19年の統一選挙が一番望ましいと考えてはおりますが、この合併特例法の定数特例を2回使った場合に、今、三野さんから話がありましたように、不公平が生じる。牟礼町が2になる。高松が40のままあるというのは少し不公平ではないかという感覚があるということで、私どももちろん、私個人としてはそのことについては十分理解ができますから、できれば19年の統一選挙のときに、高松の定数を40のまま置いとくのではなくて、できればこれを何らかの形で削減できないかという気持ちもあります。

しかし、今の特例法の関係からいうと、それがいろいろできないと、定数特例を2回使う場合は、1回ならできるんですが、2回の場合は、いろいろできないという法律の解釈になるようなんです。しかし、それはまだまだ時間がありますから、特例法の趣旨から言うたら、そこで固定をすると、高松の定数を40で2回特例を使っても、定数特例を2回使った場合でも、19年の統一選挙のときには40名と固定するっていうのは、特例法が持つ意味からいくと矛盾してると思っております。ですから、そこは総務省がどう考えるかっていうのが、これから先まだ時間がありますから、これから先の問題として検討課題に私はしていただきたいものだと思っておりますが、いずれにしても、そういう

検討をすべき課題であることだけはもう間違いがない。

そこで、19年にそういう状況の中で、ガラガラポンにした方がいいのか、それとも2回使った方がいいのかという、そこらが最終の結論になっていくんですが、そのところは、先ほども、当初に言いましたように、やっぱり人口の少ない地域と人口の多い地域ということを考えれば、このところは、5年間という、特例期間が長くなってはいきますけれども、2回くらい使うのが、一番、統一性を求めにやいかん、整合性を求めにやいかんという意見はありますが、一番妥当なところかなというように思っております。

ですから、私としては、今の提案が一番最良の策ではないかと。ただし、そのことでは高松の定数の問題が少し、今後、課題となってきますから、その課題については、課題が残るという認識に立っていただくことについては、それぞれの立場で勉強もし、さらには対策も講じるということで考えていただければいいのかなというふうに思っています。まとまりがありませんが、私の考えとしては、そういうことで申し上げておきたいと思えます。

議長（増田会長） ありがとうございます。

ほかにどうぞ。

松田委員 谷本議長が人口8,300人って言うわけだね、現在の高松市と田舎とで投票率からいうたら、人口、これはもうやむを得ず人口ではいかないかんですけどもね、投票率からいうたら、なかなかすごいですよ、そういう最少の当選者もあるし、最高もあるからね。あながち私はやむを得んと思う気持ちもありますけれども、ここでもう、ありません、へいへいと言うたんではやね、やっぱり立場というのものもあるし、帰ったらしかられるんですよ。行っても、いつも、はいはい、はいはいばかり言うってね、こういう御指摘、同じ議員の中からお受けするので、この辺のことについては、少々意見交換があっても私はいいんでなかろうかというように思いますので、こだわってどこというんではないですけん。

私だったら高松市もやって、今のうちに、私は合併せん場合は、という前提にしたら、4名を減にしようやという案も出よんですよ。まだ期間があるんだから、その間で16名をやな、12名ぐらいにしとこやという意見がある。だから、高松市も40名でなしに36名にするんだというような意気込みも出してもらわんと、高松市の人は5年間40名でいくと。それから、我々は頭を抑えるというのは、ぜひ高松市に合併させていただきたいというお願いする、全国的に見たらお願いして編入とかいろいろしょうところがあるけ

ど、どいねやろうと、こういうんと大分違うですよ、条件が。そういうこともひとつ加味していただかないと、もう私は、どうしてもまとめるのに一生懸命なんですよ。そういう点があります。将来は、屋島にしても古高松にしても、何にしてもなあ、わかりましょう。もう村長、町長待遇はもう一人しかありませんので、皆さんの人格というんか、これじゃあやっぱり、もう一人しかおらんとかというんでわかりますよ、まあまあ、どっちかいうたら。それはわかるけれども、これですぐになあっちゅうわけにも私はいかんと、こういう気がしますんで、何かもう少しざっくばらんのところのお話し合いもしてほしいと、そういう気がしておりますんで。

以上です。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

梶村委員 御意見ですから、そういう意味では、私はざっくばらんに、もうこれからも、きょう確認するわけではありませんし、次の協議会あるいはその次の協議会ということで、確認をいただくための協議を積み重ねていくことについては、我々としては多分やぶさかではないと思っておりますし、十分意見交換をしたいと思えます。

ただ、先ほども言いましたように、合併特例法の法の趣旨と規定との関係に少し矛盾があると言ってもいいぐらいな、中身が、これ少し40名というふうに固定されてる部分がありますから、だから、そこんところは、まだ、さらにまた詰めた勉強もしたり、お互いに意見交換をするっていうことでは、大いにさせていただければいいのかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 三野です。

やっぱり、編入合併になったときに、そういうふうに決めたときに、平等な立場で議論しましょうということになってるんだけど、実際この協議会を見てると、平等感が薄いついていうのがやっぱり住民の感覚なんですね。それで、またこういうふうに出ると、例えばこの間、議論の中で出た言葉なんですけども、高松市議員は40名のままだと、自己保存的にこのパターンを選んで出したんでないかと、そういうふうな意見まで出てます。大変申し上げにくいんですけども。それで、牟礼町の議員の定数やら扱いを決めるのに、牟礼町の議員の意見は反映されたんですかってということになると、なかなかこれも反映、事前にそういう場もなかったっていうようなこともあったりして、平等感に欠けるっていうのがあるんですね。

今、梶村委員の方から、ちょっと言葉は適当でないかもしれませんが、小さい塩江のようなところは、非常に優遇措置をせんといかないか、あんたところ牟礼町は1万8,000何がしかあるからいいが、という意見ですけども、そういうことは牟礼町と高松市の合併協議会の中では、牟礼町民にはなかなか通じないんですよ。それはもう、全体を見る必要はもちろんありますけども、牟礼町と高松市の合併協議会ですので、それでやっぱり、この協議会っていうところは、合併に向けてよりよい合併をしようっていうことで、もちろん牟礼町の中にも賛否はあるんですけども、この協議会の中は、よりよい合併協議をするために、合併をするために協議をすることで、やっぱり平等感を持って協議をしたっていう感覚がないと、最後に、もちろん議会で議決をするんですけども、そのときに町民の理解が得られないようなことになる可能性もあるんですよ、このままいくと。だから、十分に平等感のあるような協議会の議論にしていかなければいけないのではないかなと。そういう意味で、毎回、非常に口幅ったい発言をさせていただいてるんですが。ぜひ、自己保存的にということではないとは思いますが、そういう言葉も出ておりますのでね、ぜひ高松の市会議員の皆さんの御意見もお伺いをしたい。

以上でございます。

議長（増田会長） 今の発言に対して、何か高松から御意見ありますか。

大橋委員 三野さんの言うように、私たち、私個人の意見もあるんですが……。大橋であります。

町民がやっぱり負担になるのはわかるんですが、ちょっと議会の、私個人の意見もあるんですが、法定で、今46ですか、法定では。それで、前々回とか、私は今、3期なんですよね。1期するとき、議会改革で、当局で、将来、これ市が生き残れるかという論議をしたとき、議会みずからが議員を削減しようという形になったわけです。議会で物すご言うて、もちろん市長さんなんかはあっちで、もう議会で決めたことで、我々みずからとにかく削減をしていって、将来、当局、自治労もありますから、当局の方の職員さんなんか定年退職になったときは、民間の会社ぐらいの頭、思いを抱いてよくしていこうという流れがありまして、私が1期するときですよ。

結局、議会各会派で検討して、議会みずからが議員を削減しようという形があったわけです。それが前々回の選挙で、それで最後に決断を求められるのが、1期、2期、3期と4期、5期、多いときは13期ぐらいにありましたから、私なんか1期の人を期別に判断を求められたんですよ。真剣に高松市の将来の財政状況とか規模とか、将来の都市間競争

のことを考えれば、議会を、みずから議員を減らさずを得んという結論を最後に求めてきたのは、3期、2期、1期の意見を聞けと。1期みずからがきょうあすがわからん地盤のところへ、議会決意でそういう削減をやってくださいというんを、我々が、合併とちょっと違うんですが、そういう選択を迫られたとき、非常に地域の住民も市民サービスが悪くなると、私たちの知る団体からも言われたんですが、これが議会が判断して、将来必ずプラスになるというんで選挙をやったわけです。それが議員4人だったんですかね、4人削減。それ議会みずからが求めてきたんです。だから、さらにもっと求めるべきやという持論を持つとる議員もいっぱいおると思うんです。

しかし、今の私が、この合併協議会で六つとやるときは、塩江の議員も、私もある政党の活動古い、何十年ですよ、古いですから、5期、10期ぐらいの7、8期の町会議員さんも個人的には親しい人、いっぱいおります。松田さんも30年、40年のつき合いの方ですから。国分寺の方もいます。町の名前を言うたら悪いんですが、大きな町、国分寺さんとおたくと香川町、大きいです。極端に、香川町のある議員さんですが、個人的には、こういうのは一発勝負やと、おれなんかまでもっと生き残るという考えを持った方います。香川町とおたくの町は、どっちかといえば体力のあるところすわね。それで、塩江とかほかの町がありますが、特定の名前を出して失礼なんです、ほかの町、私は生まれは小豆島ですから、池田町の実態もよく知っとんです。内海町と土庄町、そしたら、やっぱり、その話飛ぶんですが、やはりちっちゃなところはちっちゃなところで、一生懸命生き残るとる。だから、そういう選択をしてないときは、議会みずから我々がそういう身を保護するためではなく40に置くのは、総務省の方の考え方もありますから、法律的にもそげんされておりますし、そのあたりがあるんをよく牟礼町に帰って……、我々の身をまず確保して、という気持ちはさらさらないということだけを知っていただきたいと思います。

もちろん、まだそれでも平等感ないじゃないか、町民が理解してくれないがという感じがありますが、本来、私は理想的には、もう合併して一発勝負でやって、牟礼から合併で5人か10人に市会議員になってもいいじゃないかという気持ちもありますよ。それが当然やという。しかし、1市6町とやってるところが現実にあるということを理解してもらってほしいと思います。ぼくは、とにかく一番にわかるんですよ。もう絶えず議員さんが、十何人が2人ぐらいしか、1人しかならんからというんを、我々議会はいつも言よんですよ。我々、逆の身やったら、どないなるんやと。同じ身になるじゃないかと。そういう気持ちを我々絶えず、我々の方の同期の勉強会とか、各会派とか、会派抜きの勉強会をやっ

ておりますから、それは絶えず、逆の身だどどないなるんやというのを、絶えず論議しとることだけは知っていただきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） どうぞ。

森谷委員 高松の森谷です。

本当に今、牟礼の町会議員さんのお気持ちもすごくよくわかりますし、先ほど、うちの梶村委員の方からも発言がありましたように、私どもといたしましても、何とか、それこそ、そういう自己保身だとかというふうに誤解されても困りますので、先ほどの大橋副議長の説明等にもあって、すごく身を切る削減をずっとしてはきましたけれども、なおかつ、やっぱり40ってということも少しでも削減できないかっていうことをいろいろ検討してることも事実でありますので、また、先ほどの総務省の考え等もありますので、できにくいところとかというのが大変矛盾を感ずる部分もございます。そういう状況なので、今後また議論を続けていったらいかかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（増田会長） それじゃあ、この議論はまだまだ尽くせませんけれども、十分に、次回会議がありますんですが……。

どうぞ。

三野（八）委員 三野です。

先ほど梶村委員の方から、在任特例はもう論外だと、そういう御意見がありました、と、東かがわ市の場合が例に、全国的にもクローズアップされましたので、その例が出されて、これは論外という発言になったかと思うんですが、もうもちろん皆さん知っていらっしゃると思いますが、東かがわの場合は、任期が切れて在任特例を使ってということだったので、今回の場合は、例えば18年3月に合併した場合でも、あと1年は残ると。私たちが選挙したときには、4年間、任期で選挙をしたって、そういう意見も我が町では出ているんですね。だから、これはもう全く論外やっというのが高松の市会議員の委員さんから出たってということになると、また、これ平等感にもってということにもなりかねるかなと思いますので、それも含めて議論するっていう方がいいのではないかなと思いますので、よろしく願いします。

梶村委員 失礼いたしました。私から……、考えれば、多分、高松の市民の方から見ると、在任特例の形で意見集約をする、まず確認をするということになってくると、なかなか高松市民の理解を得られないのではないかという気持ちがありましたから、そういうふ



うに申し上げました。ちょっと、そのところが不適切であったら、ぜひひとつ誤解を解いていただきたいというふうに思います。

だから、いろんな、多角的に議論していくと。僕は、私の場合、ちょっと個人的な意見で恐縮なんですけど、結論を出すのは、もちろん、この協議会のメンバーの皆さんで結論をいただくということになるんですけど、議員の扱いの問題で直接いろいろ話し合いをする場をつくってはどうかという意見が、もし仮に出るとすれば、それは決めるのではなくて、討論をするという場はあったっていいと思いますから、そこらあたりは、またいろいろと御協議いただいて、円満に話し合いができるような進め方も考えるということで、きょうのところは取りまとめていただいとければいいんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（増田会長） ということで、十分に次回までに協議をいただければと思います。

先ほども申し上げましたように、この件については、次回、第9回会議において、改めて質疑、協議等を行って、意思集約を図ることといたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、協議第21号消防団の取扱い（協定項目第19号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします……。

三野（八）委員 ごめんなさい。協議第19号でちょっと質問があるんですけど。地域審議会の取扱いについて。恐れ入ります。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 これ、地域審議会ってということで提案が出てますけども、新しい法律で地域自治区とか特例区とかというのも、わざわざ新しい法律ができましたよね。それを選ばないで、これを提案されたっていう理由っていうんですかね、経過をお伺いをしたいんですが。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 地域自治区を提案しない理由ということですね。地域審議会を提案した理由と、そのほかの制度である地域自治区を提案しない理由と二つあるかと思えますけれども、まず、地域自治区を提案しない理由を申し上げます。

地域自治区というものは、今回、地方自治法に定められた一般制度でありまして、合意形成があればいつでも設置できるという制度となっております。今後の地域づくりのあり

方を考える際の一つの材料ではございますけれども、合併時において地域自治区という制度を採用する場合は、地域審議会との大きな違いはどこにあるかといいますと、特別職の区長を置くことができると、地域自治区については特別職の区長を置くことができるということでございまして、そこに大きな違いがある。ということは、結果的に、特別職を置くために地域自治区を設置するということになるのは理解が得られないのではないかとということが、第1点でございます。

それから、現実の高松市の現在の支所、出張所のあり方、1支所21出張所の配置対応、そこでやっている所掌事項等の状況を考えていきますと、それとのバランスを考えると、現時点において、編入される町の地域のみこれらの制度、地域自治区とか合併特例区という制度を導入することについては、かえって旧高松市内の地域との間に大きな格差が生じ、混乱を招くことになる。したがって、円満な合意形成が図られないということが想定されるところでございます。

なお、高松市としては、合併後の中、長期的な都市づくりにおける将来の支所、出張所のあり方を含む、市域全体の区域区分、あるいは地域行政サービスのあり方については、行政改革の課題にもなっておりますのでありますけれども、今すぐに、それを具体化できる状況にはないということから、地域自治区については、そのような理由から選択をしないということといたしたところでございます。

それから、地域審議会を設置する理由でございますけれども、まず、合併に伴う行政区域の拡大等によって、住民の意見が合併後の市の施策に反映されにくくなるのではないかと懸念がありますことから、編入される町の区域を対象として、合併特例法に基づく地域審議会を設置することとしたものでございます。全国的にも、編入合併において、段々の事例が見られますことから、対応としては非常に容易であるということ、それから3点目としては、附属機関の一つであるということ、従来の審議会の取り扱いと同様になるということから、市民、議会、行政ともに理解しやすく、なじみやすい制度であるというようなことでございます。そのようなことから、また、合併協定項目において、項目を設定しておることから、それを設置するかどうかということ判断する場合において、この地域審議会を設置した方がいいのではないかとということで、提案をしたところでございます。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） ほかにございませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、改めて次回会議で、この第19号、第20号の2件については、次回に意思集約を図ることといたします。

次に、協議第21号消防団の取扱い（協定項目第19号）についてを議題といたします。事務局から説明します。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料26ページをお開き願いたいと存じます。

協議第21号消防団の取扱いについてでございます。提案内容を説明させていただく前に、調整内容につきまして、先に附属資料で御説明させていただきます。

本日お配りをしております附属資料の22ページをお開き願いたいと存じます。附属資料22ページでございます。

「消防団の取扱いについて」に関する資料でございます、5項目でございます。

なお、これから後の案件の説明につきましては、先ほどの会議資料と附属資料を並行して説明いたしますので、この二つの資料を並べてごらんいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、次の23ページをお開き願います。

まず、組織について御説明申し上げます。

資料に記載のように、高松市消防団は、6方面隊、26分団で構成をされております。また、階級は7階級に分かれておりまして、806人の定員に対し、現員数が768人でございます。

一方、牟礼町でございますが、四つの分団で構成をされております。階級は7階級に分かれておりまして、定員103人に対しまして、現員数は99人でございます。

このように、両市町では団の組織が異なるほか、階級及び階級の定員に違いがございます。

対応策でございますが、ページ右側の中ほどにございますように、牟礼町消防団を高松市消防団に統合し、高松市消防団牟礼分団とする。牟礼町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとするとし、調整案といたしましては、「牟礼町消防団は、高松市消防団に統合する。」としたところでございます。

続きまして、24ページをごらんいただきたいと思います

消防団員の報酬等でございます。

1の団員報酬及び2の出動報酬等につきましては、現況欄に記載のとおりでございます。

また、3の退職報償金でございますが、在職年数が5年以上の団員に対しては同様に支

給をいたしておりますが、在職年数が3年以上5年未満の団員につきましては、高松市の  
みが支給をしているものでございます。

このように、両市町では、団員報酬と出勤報酬等及び退職報償金の支給基準に差異がござ  
いますが、対応策、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたと  
ころでございます。

続きまして、25ページをお開き願いたいと存じます。

消防団員互助共済会でございます。

高松市では、消防団員の親睦を趣旨として、相互の共済及び福祉の向上を目的とする高  
松市消防団員相互共助会という組織を設けております。

一方、牟礼町では、国の消防団員福祉共済に加入いたしておりますが、互助組織がござ  
いませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたとこ  
ろでございます。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと存じます。

被服等貸与でございます。

両市町では、現況欄に記載のとおり、被服等を貸与しておりまして、品目、数量等に違  
いがございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたとこ  
ろでございます。

続きまして、次の27ページをお開き願いたいと存じます。

消防団車両でございます。高松市と牟礼町では、現在、資料に記載のとおり、消防団車  
両を保有しておりますが、装備等に違いがございます。これらの現況を踏まえた対応策で  
ございますが、ページ右の中ほどにございますように、牟礼町消防団の車両の積載資機材  
は、当分の間、現状どおりとするとし、調整案といたしましては、「牟礼町消防団の車両  
については、高松市消防団に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の26ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ペ  
ージの中ほどにございますように、「牟礼町消防団は、高松市消防団に統合する。消防団  
員の報酬等については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、次の27ページと28ページには、先進地域の事例を記載しておりますが、説明  
は省略させていただきます。

以上で協議第21号消防団の取扱いについて説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第21号について、御質問等ございましたら、御発言を願います。

どうぞ。

安戸委員 安戸ですけど、ちょっと少し内容に入るんですけども、自治消防の場合に、広域消防が来て、後の火のしまいを全部自治消防がやっておるといようなことで、非常に牟礼町も火の始末が悪いんで、よう火事がいくんでございますんで、後の自治消防が少なくなれば大変になるということを考えてもらいたいということ。

ということは、牟礼町も面積的には狭いんですけども、山が多いですから、今から30年ほど前に、八栗山から始まって庵治の方まで火事がいって、1週間ほどずっとしまいをしたといような例もございまして、それから自治消防が少なくなれば団員が大変なことになるといようなことがございまして、そのあたりも少しこれからの協議の内容の中に入れてほしいがといようなことをお願いしておきます。

議長（増田会長） ほかにございせんか。

どうぞ。

村上委員 牟礼町の村上です。

報酬なんですが、恐らく統一されたら団長は1名になりますよね。それで、報酬は、副分団長なんか、牟礼の場合は5万9,000円、高松市が3万6,000円とか、牟礼町は班長が4万4,000円で、高松市の班長は2万7,500円、多少多い人もおるわけですよ、そういった場合、統合された場合、そのまま班長で残るのか、例えば団長だったら高松市になったら副団長になるのか、その辺の検討はもうどないなのか、ちょっと参考までにお聞きしたいんですが。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、消防部会からお答え申し上げます。よろしく願いします。

矢代消防部会委員 消防部会の矢代でございます。

団の組織を、いわゆる高松市消防団牟礼分団としますから、団長さん以下、降格といふような事態は避けられません。ここに書いておりますように、103名そのものは高松市消防団員として受け入れられますけれども、階級としては、いわゆる分団長と、分団として扱

わせていただきますので、手当、身分、そのあたりが降格するのはやむを得ない措置かと思えます。よろしくをお願いします。

村上委員 団長あたりでも、じゃあ分団長になるんですか。

矢代消防部会委員 申しわけございません、団長は分団長でございます。

村上委員 じゃあ、班長は団員ぐらいですか。

矢代消防部会委員 いや、そのあたりの組織は、これから牟礼分団と……、牟礼分団というふうなことになりますけれども、組織の中で決めさせていただきますけれども、少なくとも103名の定員の中において、その階級に見合った、いわゆる人員というのは、高松市の組織の中で統一させていただきますので、分団長何人、部長何人というふうなことにしましては、これからの協議というふうなことになるかと思えます。

村上委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

議長（増田会長） ほかにどうぞ……、どうぞ。

三野（八）委員 細かい話なんですけど、牟礼町の地域の消防団っていうのは、町の職員が多いんですね。割合としてもすごく多いので、高松に合併した場合は、職場がこちらになる可能性が高くなりますので、実際はその消防団員として名前は連ねることができたとしても、実際、昼、火災が起きたときは出動できない、そういうことがあるのではないかという心配がってますので、そこら辺の検討もぜひ入れていただきたいという要望がございますので、お願いします。

議長（増田会長） はい、わかりました。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第21号につきましても、次回会議で改めて質疑等を行い、集約を図ることといたします。

次に、協議第22号国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第22号国民健康保険事業の取扱いについて御説明いたします。

提案内容を説明いたします前に、先に附属資料で調整内容を御説明申し上げます。

先ほどの附属資料の28ページをごらんいただきたいと存じます。

「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料でございますが、ここで5項目ございます。

次の29ページをお開き願いたいと存じます。

初めに、国民健康保険（料・税）の賦課等について御説明申し上げます。

まず、1の保険料・税の区分でございますが、高松市では保険料として、一方、牟礼町では保険税として賦課しております。根拠法令等が異なっております。また、4の税率等につきましては、課税限度額は同じですが、所得割などの税・料の率におきまして差異がございます。また、5の納期につきましても、回数に違いがございます。

次に、30ページの8の徴収方法等でございますが、高松市では、保険料を滞納しております世帯について、主として非常勤の国保推進員が臨戸訪問し収納を行っておりますが、牟礼町では職員が直接臨戸訪問を行い、徴収困難な者は、木田香川滞納整理組合に委託して徴収をいたしております。

このように、両市町では、保険税と保険料の違いにより、根拠法令等が異なるほか、税率等、納期、徴収方法が異なっておりますが、対応策といたしましては、29ページの右側、中ほどに記載しておりますように、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。牟礼町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引き継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。牟礼町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとするとし、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、31ページをお開き願います。

国民健康保険の健康推進事業でございます。

現況でございますが、両市町とも、人間ドック、脳ドックの助成を実施いたしておりますが、年齢・保険料納付条件等、対象者に違いがございます。

これらの現況を踏まえた対応策、調整案でございますが、右側に記載のとおり、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、32ページをごらんいただきたいと思います。

出産育児一時金でございます。

両市町では、支給期日が異なりますものの、その他は同じ内容でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、33ページをお開き願います。

葬祭費でございます。

現況でございますが、2の給付額につきまして、高松市では1件当たり5万円、牟礼町は3万円と違いがございます。また、5の支給期日におきましても違いがございます。

これらの現況を踏まえた対応策、調整案でございますが、資料に記載のとおり、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと存じます。

高額療養費貸付制度でございます。

高松市では、国保料を完納していることなどの要件を満たす被保険者に対し、高額療養費相当額の9割を無利子で貸し付ける制度を設けておりますが、牟礼町では同様の制度はございませんことから、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の29ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料29ページでございます。

ただいま附属資料で御説明申し上げました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」というものでございます。

なお、次の30ページ、31ページには、先進地域の事例を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で協議第22号国民健康保険事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第22号について、御質問等ございましたら、御発言を願います。



どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

附属資料の31ページでございますが、この対象者のところで、高松市の場合は40歳で、牟礼町は35歳以上ということで、5歳の開きがありますが、これは高松市に統一すると、40歳で統一されることに、そういう提案ですが、これ35歳にしても余り影響がないのではないかなと。牟礼町が非常に先進的だと、私は自負してはるんですが、せめてこのぐらいのことは譲歩……、譲歩というんか、35歳にするっていうこともいいのではないかなと思っておりますが、次までに御検討いただきたいのが一つでございます。

それと、次の33ページの給付額、これ高松市が5万円で牟礼町が3万円ですが、これ経過措置、最低でも3カ年という経過措置がほかの場合はございますが、これは少し検討の余地がありはしないかなと思っておりますので、ぜひ次までに御検討いただけたらと思っております。

以上でございます。

〔「よくなるんだ」と発言する者あり〕

三野（八）委員 反対に見てましたので、33ページは取り消します。

議長（増田会長） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございまして、協議第22号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第23号介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第23号介護保険事業の取扱いについて御説明いたします。

この案件につきましても、先に附属資料で調整内容を御説明申し上げます。

附属資料35ページをお開き願いたいと存じます。35ページでございます。

「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料でございまして、5項目でございます。

次の36ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、運営主体等について御説明申し上げます。

1の運営主体でございますが、介護保険事業につきましては、介護保険法に基づき、市町村が保険者となりますことから、現在、高松市及び牟礼町がそれぞれ保険者として運営しておりまして、両市町の被保険者数、介護認定者数は資料に記載のとおりでございます。

次に、2の介護保険事業計画でございますが、市町村は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、5年を1期とした介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行うこととなっております。現在、平成19年度までの第2期計画期間中で、来年度に見直しを行うことといたしております。これは、両市町とも同様でございます。

次に、3の介護保険事業財政調整基金及び4の香川県財政安定化基金拠出金等につきましては、それぞれ資料に記載のとおり状況でございます。

これらの現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、次の37ページをお開き願います。

介護保険料の賦課・徴収について御説明申し上げます。

まず、1の保険料でございますが、65歳以上の第1号被保険者の保険料につきましては、高松市は被保険者本人が市民税非課税者の第3段階4万400円を基準に、6段階を設定し、一方、牟礼町では、同じく第3段階3万4,800円を基準に、5段階を設定しております。保険料の段階、保険料額及び乗率が異なっております。

また、3の納期が異なりますほか、4の滞納保険料の徴収方法等におきましても、市町間で違いがございます。

また、右上の問題点・課題の欄に、3点目の項目として挙げておりますように、第1号被保険者の保険料については、運営主体である市町が定める平成18年度から5年度間の第3期介護保険事業計画において、見直しを行うこととなっております。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一することとし、ただし、牟礼町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、平成18年度から3年度間の保険料額に差異を生じる場合は、経過措置を含め対応するものとする。また、牟礼町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するとしたところでございます。そして、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。また、牟礼町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、38ページをごらんいただきたいと存じます。

介護保険給付事業でございます。

現況におきましては、3の給付費通知の通知回数等に違いがございますが、対応策及び調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、39ページをお開き願います。

利用者負担軽減事業でございます。

現況のうち、2の社会福祉法人減免に対する助成につきましては、所得要件を、高松市ではサービス利用者の年間所得60万円以下としておりますが、牟礼町では42万円以下となっております。

また、3の離島での介護サービス提供事業者への助成は、高松市のみの制度でございます。

以上のような現況を踏まえた対応策、調整案でございますが、所得要件が緩和されますことから、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、40ページをごらんいただきたいと存じます。

介護認定調査事業等でございます。

まず、1の介護認定調査（直営）及び2の介護認定調査（委託）でございますが、高松市では、原則として、新規申請分の認定調査を直営で実施するとともに、更新申請分等については、市内の老人介護支援センターや老人保健施設などに委託し、認定調査を実施しております。

一方、牟礼町では、新規申請分及び施設入所者分の一部を直営で実施するとともに、更新申請分等につきましては、町内の居宅介護支援事業所に委託し、実施をいたしております。

これらの現況を踏まえた対応策、調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料の方の32ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料32ページでございます。

ただいま附属資料で御説明申し上げました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「介護保険事業については、高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、

合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。牟礼町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、次の33ページ、34ページには、先進地域の事例を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で協議第23号介護保険事業の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第23号について、御質問等ございましたら、御発言を願います。

どうぞ。

三野（八）委員 三野です。

介護保険料の取扱いで、ここ32ページのところに書いてありますが、現在、高松市よりも牟礼町の方が保険料が低うございますので、第3期でも、その可能性があると思うんですが、「調整を行うものとする。」となっておりますので、今までの5年、3年のところからいうと、3年間は経過措置がある、そういうとらえ方でよろしいでしょうか。

議長（増田会長） お答えします。

岡本健康福祉部会委員 介護保険課の岡本ですけど、そのとおりでございます。介護保険の事業計画、3年ごとに保険料を見直すようになっておりますので、次期の計画は18年度からですから、来年度に見直しを行うことになっておりますから、その結果を踏まえまして、3年間の調整が必要な場合は調整をするということでございます。

ですから、そのとき試算してみないとわかりませんので、そのときに、次回の給付費からの保険料を算定いたしますので、そのとき高松市とほぼ一緒であるんだったら、その時点で合わせますし、そのときに試算してみまして差異がございますようでしたら、経過措置も検討するというところでございます。

三野（八）委員 私が申し上げたのは、低い場合に経過措置3年っていうことでよろしいんでしょうかっていう、そういう質問をしたんです。ネックは3年というのを、いいんですかって、そういうとらえ方でよろしいんですかっていうのを聞いたんですけど。

岡本健康福祉部会委員 保険料は3年間固定でございますので……

三野（八）委員 いやいや、そういうんじゃないくて、私の説明が悪いかと思いますが、

3年ごとに見直しがございますでしょう。それで今度3年たったときに、現実にもう保険料が高松よりか牟礼町の方が現実、安いんですね、今ね。

岡本健康福祉部会委員　そうです、安いです。

三野（八）委員　だから、この見直しのときも安くなる可能性があるかと、牟礼町の方がね。そうなった場合には、3年間の経過措置ってということでとらえてよろしいんですかと、3年が……。

岡本健康福祉部会委員　3年が限度かということですか。

三野（八）委員　じゃあない。経過措置は3年ってということでとらえてよろしいですかっていうことを言ってるんです。

岡本健康福祉部会委員　ですから、先ほども言いましたように、その時点で試算したら、もしかしたら1年で終わるかもわかりません。試算をしてみまして、差が非常に少ないようでしたら、もう1年で終わりにして2年目で合わすという場合も考えられます。

三野（八）委員　では、差によって1年になったり、2年になったり、3年になったりですか。

岡本健康福祉部会委員　ええ。ですから、それは試算してみないとわかりませんので、もしかしたら一挙に合わせられるかもわかりませんし、もしかしたら差が大きい場合は3年の経過措置が必要な場合があるかもわからないし、差が小さい場合はもう1年間で合わせてしまうかもわかりませんので、それはそのときの試算をしてみないと、ちょっとわからないということがございます。

三野（八）委員　はい、わかりました。

議長（増田会長）　ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長）　ないようでしたら、協議第23号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第24号都市提携（協定項目第24-1号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤）　それでは、協議第24号都市提携について御説明申し上げます。

先に、附属資料で御説明申し上げます。附属資料の41ページをお開き願います。

都市提携に関する資料でございまして、国外都市と国内都市の2項目でございます。

次の42ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、国外都市との提携でございますが、高松市では、資料に記載のように、アメリカのセント・ピーターズバーグ市など、国外の3都市と姉妹都市、友好都市の提携を行っておりまして、交流事業につきましても、2に記載のとおり、各種の交流事業を実施しているところでございます。

一方、牟礼町では、石の産地という縁で、昭和58年にアメリカのエルバートン市と姉妹都市提携を行っておりまして、2の交流事業の欄に記載のように、学生交換研修事業や職員交換研修事業などを実施しているところでございます。

また、3の姉妹都市委員会につきましては、高松市では、姉妹都市委員8名により交流事業の実施状況等について審議いたしておりますが、牟礼町では、姉妹都市親善委員会の役員14名、委員73名により、姉妹都市交流にかかわる事業に対して補助・支援等を行っているなど、両市町間で活動内容等が異なっております。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、ページ右側の中ほどにございますように、学生交換研修事業等については、地域間の交流事業としての継続も検討する。職員交換研修事業については、合併時に廃止する。牟礼町・エルバートン姉妹都市親善委員会の活動については、牟礼地区住民の自主活動への移行を検討するとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、エルバートン市との交流事業については、地域間交流のあり方等を含め、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、43ページをお開き願います。

国内都市との提携でございます。

高松市では、現在、彦根市、水戸市、秋田県の矢島町と、それぞれ記載のような都市提携を行っておりまして、2の交流事業の欄に記載をしておりますような、各種の交流事業を行っているところでございます。

一方、牟礼町でございますが、昭和62年に長野県の牟礼村と都市提携を行い、物産交流事業やわんぱく使節団交流などの各種の交流事業を行っているところでございます。

また、3の姉妹都市委員会でございますが、高松市では、国内都市に係る姉妹都市委員会を設置いたしておりません。

なお、両市町の提携先の秋田県矢島町、長野県牟礼村の後に印で記載しておりますように、いずれの町村も新設合併による合併を予定をいたしております。

このような両市町の現況を踏まえた対応策でございますが、物産交流事業及びわんぱく

使節団交流事業については、地域間の交流としての継続も検討する。人物交流事業及び職員交換研修事業については、合併時に廃止する。牟礼村・牟礼町姉妹都市親善委員会の活動については、牟礼町地域の住民の自主活動へ移行するとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼村との交流事業については、地域間交流のあり方等を含め、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料の35ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「都市提携については、高松市の制度に統一する。ただし、エルバートン市及び牟礼村との交流事業については、地域間交流のあり方等を含め、合併時まで調整するものとする。」というものでございます。

なお、次の36ページ、37ページには、先進地域の事例を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で協議第24号都市提携についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第24号について、御質問等ございましたら、御発言願います。

どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の場合は、エルバートンも牟礼村も非常に交流が盛んでございまして、県下でも非常に活発なということで自負をしておるところなんです。両方とも合併時まで調整すると、こうなっておりますが、具体的に言うとどうかなというのを、次の協議会の席でもいいですけども、例えば年限をこのくらいまではってというような、そういうふうなことをぜひ御提供いただけたらありがたいなと思っておりますが、よろしく願いします。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、総務部会の方からお答え申し上げます。

原田総務部会委員 総務部会の秘書課国際交流室原田です。

今、その細かな内容につきましては、アメリカのエルバートン市との交流についての地域間交流のあり方についてですけれども、牟礼町の方、それからエルバートン市の方の意向を含めまして協議中でございます。その中で、地域間交流の地域住民主体の活動という

ことになりました場合には、3年程度の暫定期間を設けて、補助金等の内容でその活動を支援していくという方法を、今、提案されておりまして、その内容について検討中でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 その提案をされたというのは、どこから提案されてるんですか。

原田総務部会委員 牟礼町と高松市との協議の中で、双方の意見交換で提案がありました。どちらからというのではございません。

議長（増田会長） ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第24号につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第25号保健衛生事業（協定項目第24-11号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第25号保健衛生事業について御説明申し上げます。

附属資料の44ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料44ページでございます。

「保健衛生事業について」に関する資料でございまして、24項目ございます。

次の45ページをお開き願いたいと存じます。

45ページは、医事監視指導でございますが、この45ページの医事監視指導及び次の46ページの介護老人保健施設整備及び指導監査等につきましては、資料にも記載しておりますように、高松市では、中核市として市において実施をいたしておりますが、牟礼町では、現在、香川県が同様の業務を実施いたしております。

このようなことから、対応策といたしましては、いずれも高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、47ページをごらんいただきたいと存じます。

地域保健推進でございますが、高松市では、市民の健康増進に関する施策についての計画を定め、地域保健に係る団体等との緊密な連携を図りながら、地域保健対策を実施



してありまして、平成11年に地域保健推進協議会を設置し、地域保健の総合調整を行っております。

一方、牟礼町におきましても、同様な地域保健対策が実施されておりますが、この推進組織に市町間で違いがございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の地域保健推進協議会において、牟礼町地域を含めた活動を行うものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、48ページをごらんいただきたいと存じます。

健康づくり推進プランでございます。

高松市には、資料に記載のような内容で、健康づくり推進プラン「健やか高松21」を策定し、各種の施策を展開いたしております。

一方、牟礼町では、推進プランは策定されておられません。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、右側の中ほどにございますように、高松市の制度を適用することとし、高松市健康づくりプラン「健やか高松21」については、合併年度の翌年度に、牟礼町地域の実情等を踏まえ、牟礼町地域を含めた計画に改訂するものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、49ページをお開き願いたいと存じます。

49ページから次の50ページにかけて記載をしております営業許可等につきましては、中核市として高松市が実施している業務でございます。

同じように、次の51ページから53ページにかけましての監視・指導・講習等、そして、その後の54ページの食中毒予防推進につきましても、中核市としての業務でございまして、調整案といたしましては、いずれも「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

続きまして、55ページをお開き願いたいと存じます。

公衆浴場施設改善事業等助成でございますが、高松市では、一般公衆浴場の施設改善事業及び組合の活性化事業等のため、記載の内容で補助を行っておりますが、牟礼町では該当がございませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

次に、56ページをごらんいただきたいと存じます。

狂犬病予防でございますが、狂犬病予防法に基づく予防注射と犬の登録管理につきましては、高松市、牟礼町共に実施しているところでございまして、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、57ページをお開き願いたいと存じます。

野犬対策でございます。

両市町では、狂犬病予防法に基づき、野犬等の捕獲・保護などを実施しているところでございますが、ほぼ同内容でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、58ページをごらんいただきたいと存じます。

犬猫不妊去勢手術費補助事業でございますが、これは高松市のみ制度でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、59ページをお開き願いたいと存じます。

59ページのエイズ予防・相談指導事業、それと60ページから61ページにかけての感染症予防事業等、そして、その後の62ページから64ページにかけましての結核予防等結核関係事業、そして65ページ以降の精神保健福祉相談等指導事業につきましては、先ほどと同様に、中核市として高松市が実施している事業でございまして、調整案といたしましては、いずれも「高松市の制度を適用する。」といたしております。

恐れ入りますが、内容の説明を省略させていただきます。

続きまして、68ページをごらんいただきたいと存じます。

68ページは、精神障害者社会復帰支援等事業でございます。

68ページの1のデイケアから、次の69ページの5の病院月報受付事務につきましては、中核市として高松市が実施している事業でございまして、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

続きまして、70ページをごらんいただきたいと存じます。

保健センター施設・機能でございますが、現況欄に記載のとおり、牟礼町では保健センターが設置されておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、71ページをお開き願いたいと存じます。

予防接種でございますが、表の一番下のツベルクリン反応検査・BCG接種の実施方法

に両市町で違いがございますが、自己負担額に差異はなく、実施方法につきましてもおおむね同様でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、次の72ページをごらんいただきたいと存じます。

母子健康教育でございますが、両市町で、妊婦や乳幼児を持つ母親などを対象に、育児不安解消や子育て支援のための事業を実施しております。実施の数や実施内容に違いがございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、73ページをごらんいただきたいと存じます。

妊婦・乳幼児健康診査でございます。

現況欄に記載のとおり、両市町で各種の健康診査等を実施しておりますが、右上の問題点・課題の欄に記載しておりますように、牟礼町では、妊婦歯科健康診査、4カ月児相談、幼児歯科健康診査、ことば相談を実施しておりません。

一方、高松市では、3・4カ月児健康診査及び9・10カ月児相談を実施いたしておりません。また、高松市の制度に統一すると、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談については、高松市の保健センターで実施することになります。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一することとし、ただし、牟礼町地域における1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については現行のとおりとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域における1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、74ページをごらんいただきたいと存じます。

健康教育・健康相談でございますが、健康まつりの実施内容等に違いがあるほか、2の骨粗しょう症予防教室は、高松市のみが実施している事業でございます。

対応策でございますが、牟礼町で実施している健康まつりについては、高松市の健康まつりに統合するものとする。骨粗しょう症予防については、高松市の制度を適用するとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、75ページをお開き願いたいと存じます。

75ページから76ページにかけての健康診査・がん検診でございますが、各種のがん検診におきまして、実施方法、自己負担額、自己負担免除者に違いがございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時までに調整するものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、77ページをお開き願います。

地域保健組織でございます。

現況欄に記載のとおり、牟礼町には、表の一番下の食生活改善推進協議会以外は該当する組織はございませんことから、対応策といたしましては、牟礼町地域において地区保健委員会及び地区献血推進協議会の組織化を促すものとする。牟礼町の食生活改善推進協議会については、高松市食生活改善推進協議会への統合を促すものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、78ページをごらんいただきたいと存じます。

初期救急医療でございます。

記載のように、高松市では、夜間の急病診療、休日の歯科診療補助事業及び夜間の救急歯科診療補助事業を実施いたしておりますが、牟礼町では実施しておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料の38ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料38ページでございます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域における1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。」というものでございます。

なお、39ページ以降には、先進地域の事例を記載しておりますが、説明を省略させていただきます。

以上で協議第25号保健衛生事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第25号について、御質問等ござい

ましたら、御発言願います。

どうぞ。

太田委員 牟礼の太田です。

47ページのところなのですが、資料の。対応策として、「高松市の地域保健推進協議会において、牟礼町地域を含めた活動を行うものとする。」というふうにあります。牟礼町においては大体何人ぐらいの人が……、今、委員数として、こちらの健康推進協議会で12人の委員がいるってということですが、これが変わった場合、統一した場合は、牟礼においてはどれぐらいの割合で人数が割り当てられるかっていうところをお聞きしたいんですけども。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、健康福祉部会の方から答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

樋本健康福祉部会委員 保健総務課の樋本でございます。よろしくお願いいたします。

地域保健推進の組織についてのお尋ねでございますが、一応、私どもの方では、保健所の設置と同時に、平成11年7月に、三師会、いわゆる医師会とか、薬剤師会、歯科医師会、それから食改とか老人クラブ、そういうような方の代表の方で構成する委員会、委員が15名でございますが、つくっております。

一方の牟礼町さんの方につきましては、大体よく似ているんですけど、食改とか、それから町のお医者さんとか、それから老人クラブとかやっておりますよね。そういった中で、私ども考えておるのは、いわゆる今後そういった各種団体というふうな、もうまた高松市の中で再編、あるいは統一とかされると思うので、そういった中で考えていきたいというふうに考えております。

ですから、どなん言うたらええんでしょう、牟礼町さんからどうのこうのというふうなんじゃなくして、一つの組織、各種団体の代表という格好で選んでいただいて、それで地域保健を推進していくというふうに考えております。

以上です。

議長（増田会長） よろしいですか。

どうぞ。

太田委員 太田ですけど、そしたら、牟礼町の中でそういう、牟礼町の住民の人から選ばれる可能性があるかないかっていうところはわからないんですか。

樋本健康福祉部会委員 牟礼町さんの場合やったら、町議会の方とか教育委員長さんとか保健所関係、あるいはお医者さん関係ですね。それと、小学校の校長さんとか自治会とか、老人クラブ、婦人会、食改ですね、食生活改善推進協議会、こういうような方で構成しているわけですよ、健康づくり推進協議会。それで、高松市の場合は、いわゆる高松市医師会とか高松市歯科医師会あるいは看護協会、高松市薬剤師会、それから、ここで高松市の食生活改善推進協議会、それから老人クラブ、高松市の老人クラブ連合会、こういうような格好で構成されておるわけなんです。よう似たような職種になるんですけども。

例えば、高松市の医師会でしたら、牟礼町さんもたしか高松市の医師会に、というふうな格好になっとったかと思うんですけども、そうすれば、いわゆる医療関係については、高松市の医師会の代表の方が来ていただいたら、当然、その方が牟礼町の御意見も踏まえた上で、実情とかを踏まえた上で意見を出していただくと、そういった格好で高松市全体、合併されたら牟礼町さんを含めた中で、医療関係についてやっていくと。

例えば、食生活の改善につきましても、組織的にはどうなるかわからんですけど、一応、高松市に食生活の改善推進協議会というのがあります。そちらも、牟礼町さんも、あるいは香川町さんでもある、方々にあるわけで、そういった組織の代表の方を1名は出ていただいて、高松市の地域保健推進、これを考えていただく、というふうに考えております。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

どうぞ。

太田委員 保健センター機能っていうのが、牟礼町には該当がないということで、母子手帳の交付とか乳児相談とか、こういったものがすべて統一された場合は、保健センターまで、高松市の保健センターまで行くようになるのでしょうか。

議長（増田会長） どうぞ。

近藤健康福祉部会委員 健康福祉部会の保健センターの近藤です。

今のお尋ねの件ですが、牟礼町さんには保健センターはございませんが、老人福祉施設がございます。ですから、老人福祉施設につきましては、別の協定項目のところで協議いただくということで、ここにつきましては施設のことを、この項目については書かせていただいております。

なお、先ほどお尋ねの母子健康手帳、それからその他1歳6カ月健診、それから3歳児健診、そういった身近なところで行うことが適当なものにつきましては、また、1歳6カ

月児、3歳児健診につきましては、3年間、今の老人福祉施設でやってみて、その結果を踏まえて、なおよりいい方向を目指したいということで考えております。ですから、ここに施設が、保健センターがないから、高松市の保健センターにすべて来ていただくという考えではございません。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第25号につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第26号から協議第29号までについての4件を一括議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第26号から第29号までのその他の事業4件につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、附属資料で御説明申し上げます。附属資料80ページをお開き願いたいと存じます。

まず、協議第26号その他の事業（情報公開制度）についてでございます。

まず、1の制度概要でございますが、公開請求者に若干の違いがございますが、ほぼ同内容となっております。

なお、牟礼町の情報公開条例につきましては、本年9月の牟礼町議会で可決をされまして、来年4月1日から施行されるということになっております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、81ページをお開き願いたいと存じます。

協議第27号その他の事業（外部監査制度）についてでございます。

外部監査制度は、平成9年の自治法の一部改正に伴い、平成11年度から都道府県、政令市及び中核市に導入が義務づけられたものでございまして、高松市のみ実施している制度でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、82ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第28号のその他の事業（市・町民褒章制度）についてでございます。

まず、1の名誉市・町民でございますが、両市町におきまして、それぞれ条例に基づき、功績が卓絶し、住民から尊敬をされている者に対し、名誉市民、名誉町民の称号を贈り顕

彰するとともに、公の式典への参列などの待遇を行っております。

次、2の市・町政功労賞でございますが、両市町では、条例に基づき、それぞれ表彰を行い、同様の待遇を行っておりますが、表彰の時期、贈呈の状況などに違いがございます。

なお、3の市民栄誉賞は、高松市のみの制度でございます。

このような両市町の現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。牟礼町の名誉町民及び町政功労者については、牟礼地区の名誉町民及び町政功労者として継承するものとし、待遇の内容は、合併時までに調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、83ページをお開き願いたいと存じます。

協議第29号その他の事業（水問題対策）についてでございます。

高松市では、水問題対策として、83ページから84ページにかけて記載のような施策を展開いたしておりますが、牟礼町では該当する制度がございませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上がその他の事業4件の調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の41ページをお開き願いたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明申し上げました調整結果に基づく、それぞれの提案内容を御説明いたします。

まず、協議第26号その他の事業（情報公開制度）についてでございますが、提案内容は、「情報公開制度については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

続きまして、右側の42ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第27号その他の事業（外部監査制度）についてでございます。

提案内容は、「外部監査制度については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

続きまして、43ページをお開き願いたいと存じます。

協議第28号その他の事業（市・町民褒章制度）についてでございます。

提案内容は、「市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。牟礼町の名誉町民及び町政功労者については、牟礼地区の名誉町民及び町政功労者として継承するものとし、待遇の内容は、合併時までに調整するものとする。」というものでございます。

次の44ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第29号その他の事業（水問題対策）についてでございます。



提案内容は、「水問題対策については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

以上、簡単でございますが、協議第26号から協議第29号までの説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第26号から協議第29号につきまして、御質問等ございましたら、御発言を願います。

どうぞ。

村上委員 情報公開制度の中で、附属資料の80ページに公開方法っていうのがありまして、A3とかカラーは決まっておるんですが、高松市の場合、A3を超える場合は市長が額を定めるって書いてあるんですが、ちなみにその都度一回一回請求があったというように、大きさが違ったら、決めておるんですか。ちょっと参考までに、どのぐらいな金額になっておるんかお聞かせ願いたいと思います。

議長（増田会長） お答えします。

事務局次長（加藤） それでは、総務部会の方からお答え申し上げます。

小山総務部会委員 済みません、総務部会の小山と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今、御質問がございました、公開方法の中の写しの交付をする費用でございますけれども、まずA3判につきましては、記載のとおり経費でございます、本市の場合、高松市の場合におきましては、A3を超える場合につきましては、市長が定める額というふうなことで、それぞれの情報公開条例ないしは同条例の施行規則の中で、特段、規定はしておりませんで、別途、市長が定める額ということで、金額につきましては、A3を超える場合からA2までの片面につきましては、今現在、80円、それからA2からA1までにつきましては120円、それからA1からA0までにつきましては210円というようなことで、今現在、定めております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ほかに何かございますか。

どうぞ。

安戸委員 牟礼町の安戸でございます。

協議事項29号の水問題についてでございますけれども、牟礼町はどっちかというたら、ほとんど香川用水が100%、それともう一つは香川用水に依存してる関係上、自主水源がないから余分にお金を払ってということで、一番、湯水時期の問題で、高松市が断水し

とるのに牟礼町はなぜ出るんですかとかというような問題があったんですわ。そういうことを残してほしいと、というようなことでございます。もうそないな、ほかのことをごじゃごじゃ言うてもしょうがないんやから。要は、高松市が断水してても、牟礼町は出よったということで、それだけ頭に置いといてくれたらよろしい。

議長（増田会長） わかりました。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第26号から協議第29号までの4件につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第30号建設計画（協定項目第25号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、会議資料は45ページでございます。

協議第30号建設計画（協定項目第25号）についてでございますが、提案内容は、中ほどにございますように、「建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。」というものでございます。

本日は、この建設計画の概要につきまして、別とじて附せんをつけております資料、高松市と牟礼町の合併による“まちづくりプラン”（建設計画）の骨子をお配りしておりますが、こちらに基づきまして説明させていただきます。骨子の方でございます。ピンク色の附せんをつけておりますので、そちらをごらんください。

まず、1合併の考え方でございます。

1番目の生活圏の広域化への対応、2番、少子高齢社会への対応、また3として自治能力の強化、最後に4として、緊密なつながりを踏まえた対応と、四つの視点から整理いたしております。

次は、2高松市と牟礼町の合併によるまちづくりでございます。

まず、2-1合併による新しいまちづくりの理念でございます。ここでは、両市町のこれまでのまちづくりの歩みを尊重する中で、地域全体の魅力や個性を一層高め、豊かで持続的発展が可能な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指すこと。さらに合併により、行財政基盤の充実強化を図りながら、住民サービスと住民福祉の向上を図ることを掲げております。

次に、2-2牟礼町地域のまちづくりでございますが、ここではこの建設計画の中心と

なります牟礼町地域の役割と機能を整理いたしております。

牟礼町地域の役割と機能といたしましては、(1)で高松市東部の発展を牽引する拠点機能、(2)で自然、歴史、芸術・文化を生かした広域交流機能、(3)で都市の魅力を高め、地域の活力を育てる芸術・文化機能を掲げております。

このような牟礼町地域の役割と機能を踏まえ、現時点の考え方といたしまして、ページの一番下の枠組みにございますように、「海、花、緑、石が調和した、芸術・文化の香り高い快適な生活交流ゾーン」を牟礼町地域の位置づけとして提案するものでございます。

次に、2ページをお開きください。

これら役割と機能を踏まえまして、五つのまちづくりの基本目標と基本方針を掲げました。

まず、左上、(1)連帯のまちづくり、保健・医療・福祉の充実した心身ともに健康に暮らせるまちの実現。次に右側、(2)循環のまちづくり、自然を守り、生かした、自然と共生するまちの実現。次に、左下の(3)連携のまちづくり、安全・安心な生活環境のもと、うるおい、ゆとり、文化、生活の豊かさを創造するまちの実現。その右側でございます、(4)交流のまちづくり、豊かな交流・産業資源を生かした活気あふれるまちの実現、最後に、ただいま申し上げました(1)の連帯のまちづくりから(4)交流のまちづくりまでを、相乗効果を発揮させながら推進していくための礎、潤滑油的機能を果たします中央の(5)参加のまちづくり、住民一人ひとりが参画するまちの実現の五つの目標と基本方針を掲げております。

具体的には、3ページに、それら基本目標ごとに、施策の方向、重点取り組み事項を整理いたしておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

次に、4ページをお開きください。

4ページから6ページにかけては、合併後における高松市全体の将来構想でございます。

まず、将来構想を展望した都市づくりの方向として、(1)の道州制における州都機能の確保を視野に入れた中枢性、拠点性を発揮できる都市づくりを初め、六つの考え方を示しております。

さらに、この都市づくりの方向を踏まえ、それらを凝縮した形での将来構想として、次の5ページに枠組みして記載しておりますが、「21世紀の四国の州都を展望した風格ある環瀬戸内海圏の中核・中核拠点都市/グレーター高松の創造 海・街・山と 人が融け

合う「元気なまち・高松」を、地域共通の目標として掲げることといたしました。その趣旨は、その下に記載しているとおりでございます。

また、各地域の特性などを踏まえ、それぞれのエリアの個性等を生かした重点的な機能の集積の促進を図るため、臨海部・島嶼部エリアなど、四つのエリアに分け、それぞれのエリアの機能整備の方向を示しております。

次の6ページには、エリア別の機能整備、まちづくりのイメージ図をつけております。なお、内容についての説明は省略させていただきます。

次に、財政計画について説明いたします。こちらは建設計画案、本編の方の46ページでございます。附属資料のその2と右肩に書いてある資料の46ページをお開きください。建設計画案の46ページでございます。

第5章財政計画でございます。

財政計画につきましては、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、予定する事業について、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的な展望に立ち、適切な財政運営を図ることを目的として作成する計画でございます。本合併協議会で決定した建設計画の作成方針におきましても、合併特例法の特例措置などによる支援制度を活用するとともに、交付税等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう、十分留意して作成することとなっております。

まず、1-1 財政計画の基本的な考え方でございますが、歳入歳出の項目ごとに、現行制度を基本として、過去の実績等を勘案しながら、計画の対象期間については、合併年度及びこれに続く10年間、つまり平成17年度から27年度までの11カ年について、普通会計ベースで推計いたしております。

この普通会計とは、自治体ごとにさまざまな特色があり、各会計の区分が異なっているため、一定の基準で相対的に財政比較をするために、地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分でございます。一般会計と、自治体にほぼ共通して設置される特別会計を合算した会計でございます。なお、水道など公営企業会計等は除かれております。

このような基本的な考え方にに基づき、2-1 歳入・歳出の考え方に記載しておりますような考え方をもとに推計いたしましたのが、48ページ、最後のページでございますが、48ページの財政計画でございます。歳入では地方税など8項目、歳出では人件費など7項目について、平成17年度から27年度までの期間、推計したものでございます。

次に、参考資料として、合併に伴う効果を一覧表にしたA4の資料をお配りしてありま

すので、ごらんください。骨子の後につけておりますA4の資料でございます。

計画期間中、議員報酬等で約6億9,500万円、牟礼町の特別職報酬で約3億8,900万円、牟礼町の農業委員会等の委員等の各種委員会報酬で約6,000万円、また、職員の給与費につきましては、牟礼町の退職者66名の不補充と現行の高松市の職員1人当たりに対する住民数を基礎に、合併後の職員数の目安を算出し、計画期間中に17人の一般行政職員を削減することにより、約16億4,400万円の減を見込み、人件費全体では約27億8,900万円の効果を見込んでおります。

また、物件費につきましては、コンピュータの使用料などが不用となることなどを勘案し、牟礼町の現在の年間の物件費約7億円の半額が節減できると仮定し、計画期間中で36億7,500万円の効果を見込み、合わせまして約64億6,400万円の節減が図れると試算いたしました。

以上が建設計画案の概要でございますが、今後、委員の皆様方の御意見等を踏まえながら、両市町で再度調整の上、必要な修正を加えまして、また改めて提案したいと考えております。

以上、簡単でございますが、協議第30号建設計画についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第30号について、御質問等ございましたら、御発言を願います。

どうぞ。

松田委員 牟礼の松田ですけども、私らの委員会でも総務課長に質問したんですけどもね、交付税とか、この10年間を見込んだら、どうも今の現在、過去を見てつくったように思われるんじゃがなあ、そういう気がするんじゃが、いかがでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） そしたら、企画財政部会の方から答弁を申し上げます。

松田委員 歳入のなにでしょう、48ページ、ねえ。あったでしょう。

岸本企画財政部会委員 企画財政部の岸本でございます……

松田委員 財政計画、平成17年度から平成27年度までの歳入についてですね。17年度、18年度、19年度、載っとるでしょう。新聞やテレビで言ようなような、三位一体の悲壮感のような言い方をしてきとるので、私も是が非でも合併しなければいってしまうがというような悲壮感でおったんじゃが、これ交付税なんかを見てもやね、そないに気

にせえでもええような数字が出とんじゃが、算出の方法はどのようになさったか、ひとつ。

岸本企画財政部会委員 企画財政部の岸本でございます。

財政計画の本編の46ページをちょっとごらんいただいたらと思います。

46ページの基本的な考え方というところで、項目ごとにしておりますけれども、この財政計画は、現行制度を基本として、過去の実績等を勘案しながらやっております。したがって、今後、三位一体改革はどうか、それから財務省の7.8兆円の地方交付税がどうか、そういうことについては加味しておりません。また、加味できる計画は今のところ不可能かと思えます。

以上でございます。

松田委員 それは前段に、私らも、ようわかっておりますよ。しかし、それではやな、本当の審議にならんでしょうが。過去と現在とそれを見込みとか想像とかというのは入れないという表現でしょう。それ、当然そうやけれどもやな、ここでは、これを見たら、10年間どんどんと来るようになってくるでしょうが、数字が。そこらあたりは私らも合併についてをやね、町村で200兆円もの赤字が出とるわけですね。民間だったら倒産してしもうとんですよ、こないなもんは。しかし、200兆円もなっとんでしょう。だから、町で単独でやるということをやっても、合併しても苦しいが、しなければなお苦しいという表現の中で、それから議員の扱いが議論されているが、選挙で選ばれたもんじゃから、それは犠牲にするっていうのが当然ですよ。しかし、その辺のことを事務局の方は、数字的にこうなって、ああなってというようなことを、本当の話をやっぱりせないけませんよ、これは。その辺が私はお尋ねしたいと思えますがね。

議長（増田会長） どうぞ。

松田委員 いかがですか。

岸本企画財政部会委員 実際のところは、そういう議論をしていくことになるかと思えますけれども、この建設計画というのは、今現在ある現行制度を前提にしてさせていただきまして。これ以上、申し上げようがないんですけれども。

今後、歳入面、それから歳出面につきましても、行政改革とかそういう面がないじゃないかという面もあるかと思えます。

それから、歳入面につきましても、今、御指摘の地方交付税、それから税収につきましても、経済が縮小していってる中で、これでいいのかということは確かにあるかと思えます。その中で、そしたらどういう写真を、この計画を描いていくかということは、私ど

もとりましては非常に難しいところがございます。前提といたしまして、現行制度を基本とさせていただくということで御了解をいただきたいということでございますので、ひとつ御理解いただいたらと思います。

松田委員 今おっしゃることは、この方は、自分の立場を判断して百点の答えかもわかりませんが、前置きをしてからでなかったらいけませんよ、この数字を見せるのに。うちにいんで嫁はんに見せたら、何でこなん高松市に慌てていかないかのなど。全部国からやって全部入れてや、それは今の参考にしていって、そんなことは前段に少々それを発言しておって、先はわかりません、けれども、新聞、テレビで見よったらこういうことを頻繁に言いよんでしょうが、大臣連中が、小泉さんも言いよるでしょうが、というところの親切さがなければ、私は絵にかいたもち、かいたようなことを述べても、真剣な……、そういう気がしますので、私としてはそれをお伺いしたわけです。

以上です。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

今、松田委員がおっしゃったこと、ごもつともで、今、財政課長さんですか、お答えになりましたが、三位一体なんかは全く加味をしてないと。建設計画の見通しもなかなか、絵にはかいたけども財政的裏づけは勘案してないというような御答弁に受けられるんですけども、そんなことでは、今から合併を、高松市の場合は、皆さんが来てくれるからまあいいかと、こうですけども、私たちは編入される側ですので、そんな財政計画ではなかなか議論になりにくいというのが実態です。

ですから、もうちょっと精査をしたのをを出していただきたいなと思うんです。例えば、これ人件費で歳出のどこ出てますが、17年度が252億4,600万円ですね。ほいで、10年後の平成27年度は277億7,300万円、ふえてるんですね。それで、私もどうしたのかなと、例えば牟礼町の場合は、退職金が一般会計に計上されませんのでと思ったりして、それと団塊の世代が退職するので、その退職金がふえるのも勘案されるかなと思ったりして、いろいろ見たんですが、団塊の世代が退職するのは、この平成20年から23年ぐらいまでですかね。ここらがふえるっていうのはわかるけども、10年後の平成27年に22億円もふえると。25億円かな。ふえるというのは、一体どういう計算なのかなと思う。そして、このA4の先ほど説明がありました人件費は、27億8,886万3,000円減になるんですよと、こうなってるんですね。ここで減になるのに、人件

費をずっとトータルしたらふえておる。扶助費にしてもそうですよね。それで、先ほど課長がお答えになったところを見ると、三位一体なんか全く加味をしとらん、建設計画も見通しは全く……。そんなことではもう本当に説明のしようがないですね。

議長（増田会長） ほかに御意見ございませんか。

三野（八）委員 いや、それを次にはきちっと、もうちょっと精査したのが説明できるように提示をいただきたいんですがね。

それともう一つ、具体的に、次、資料の提出を求めたいんですが、この10年間の人件費のずっと一覧表が出てますが、退職金と一般の賃金との区分け、そこらも少し具体的に明らかにしていただきたいなと思うんです。判断材料になりますので。これでは判断はなかなかできにくい。ですから、次の合併協議会にはぜひ提出をいただきたいをお願いをしておきます。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特になければ、協議第30号につきましても、次回会議で改めて質疑、協議等を行うことといたします。

会議次第4 その他（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

（2）高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、近隣町との合併協議会の協議状況について及び高松市・牟礼町合併協議会会議開催予定の2件を一括して、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の46ページをごらんいただきたいと存じます。

46ページの、まず、（1）の高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について御説明申し上げます。

次の裏側の47ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料、一番最後の47ページでございます。

47ページに記載をしておりますのは、高松市が設置しております六つの合併協議会における合併協定項目の協議の状況でございます。表の中の印をつけておりますが、をつけておりますのは、既に合併協議会で確認をされた合併協定項目、○が提案済みの合併協



定項目でございます。この資料につきましては、表の右上に記載しておりますように、本日11月22日現在のものございまして、右から3番目の本高松市・牟礼町合併協議会の欄には、本日新規に提案いたしました項目に 印を記入をいたしております。

なお、参考までに、左の端の高松市・塩江町合併協議会におきましては、11月8日に開催いたしました合併協議会で、すべての合併協定項目についての提案が終了いたしておりますという状況でございます。

以上が合併協議会の協議の状況でございます。

続きまして、会議資料46ページをごらんいただきたいと存じます。

46ページの(2)会議の開催予定でございます。

次回の第9回会議につきましては、年末の12月21日の火曜日、午前9時30分から、本日と同じ、この市役所13階、大会議室にて開催を予定をいたしております。

事務局からは以上でございます。

議長(増田会長) 以上が事務局からの報告でございました。

この際、何か発言ございますか。

三野(八)委員 この開催のことなんですが、開会前にお断りがございましたが、今からもうずっとこの高松市のここですってということで、牟礼町で交互にするっていうお約束でスタートしたと思うんですが、ここらも、会場が狭いってというのはもちろんあるんですが、それは今始まったことでないんで、やっぱり対等な話し合いができるっていうところから見ると、ああやっぱり折れて、もう高松市ばかりで、牟礼町では一切開催されないのかっていうことになると、やっぱり対等感がまたバックしたという感覚になりますので、そこら、もうずっと今から高松市だけでなさるおつもりなのか、事務局お願いします。

議長(増田会長) 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から説明をいたします。

既に御承知とは思いますが、この開催場所については、状況によりまして、牟礼町の方から申し出がありまして、高松市役所で行うということにいたしております。その点については、牟礼町の広報紙に掲載されたというふうに伺っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

三野(八)委員 事前にそういう話は、議会の方にもなかったように、私は思ってますけども、やっぱり牟礼町の事務局はそうかもしれませんけども、牟礼町の住民感覚としては、やっぱり対等な話し合いができてないあらわれかなというので、今回、本当は牟礼町

の番なんだけでも、高松市ですということについて御意見がってますので、そこらはできますれば窮屈でも牟礼町でっていうことを、町民からの要望ですので、申し上げておきます。

議長（増田会長） 今後、その点も踏まえて、また協議させていただきます……

三笠委員 牟礼のほうから……

佐々木幹事 牟礼町合併対策室の佐々木でございます。

事前に合併調査特別委員会委員長、また、うちの助役とも協議しまして、そういった方向で調整をさせていただいておりますので、副議長につきましても、今の説明で内部調整を図られておるといふふうに理解をしておったところでございますので、よろしく願いいたします。

松田委員 それで、三笠先生が、三笠委員さんな、我々はどこでしたって、ここでしたって、場所は関係ないし、ええんですけど、50名の傍聴に来る方が、我々は公務の車で来るわな。ほいだら、傍聴に来る人は、自分の車で、駐車料払って来るでしょうが。そしたら、こういう議論はしとって、それで初めてああそうかと、ほいだら相乗りで来るかとかというんが、その気配りが大事なんですよ。それが田舎の方は十分な気配りができるから、香川町であれ、国分寺でも皆、高松と合併せんと、こういう言葉が出る。ちいっと心優しゅうに。ほんだらな、長々と室長に、おまえら会に行くときにはやな、伝書バトしとけて、ある意味言うたんや。我々が決めたこと、住民代表が決めたことを向こうへ行って言ったらええんじゃ、おまえが向こうへ行ってええ格好すなと、私はしかってやった。聞いても。そしたら、だから、こういうことは発言があっても、事務局でと、こういうのがほんまで。そうせな、あんたやって、そこにおったって、三笠さん、なんだろうがい。課長や部長やったってくそくらえにしようが、いざとなったら、ええ……

安戸委員 恥をさらすようなもんじゃ。

三笠委員 この問題は、場所の問題というのは、そりゃあ、いろいろ我々は、当然、どこでやったってええんや。そりゃもう、当然もう、しょっちゅう牟礼へ行ったら構いませんよ、そりゃあ。それはもう場所の問題というのは、そんなに我々は意識を、そりゃ中身が問題やから、そこら辺は十分、当事者間で話し合った上での協議会やといふふうに理解をしておりますがな、我々は。だから、そういうところをやっぱり、我々が聞いたら、ちょっとどうしたんかいのと、こう思いますな。

議長（増田会長） この点については、ここまでにしましょう、もう。

わかりました。

安戸委員 内部の手違いじゃ。

松田委員 内部の手違いというよりも、16人しかおらんのがなあ、最後には議決せな  
いかんのでしょうか。好きなようにしとけというんだったら、楽なんじゃがな。やっぱり、  
ここまで、何百万、何千万、金を使うて、どんどんどんどんと前へ向いてやっていきよ  
るときにで、おのれらで議決できるんじゃが、何ぼしたら関係ないがというようなことにな  
ったらいかんの、やっぱり一人一人の意見でも、素直に聞いてあげて、それが三笠さ  
ん、そりゃあまあ同志会長ぐらいやったら、のんきなもんじゃ、勝手にぱっぱあって  
いきよる、うちはそういうわけにいかん。ほんだから、私、こういう機会に……

三笠委員 そんなに……、それでないんや。それは、ただもう、そういうなんは、我々  
は構いませんよと。それでそれは住民サイドで、例えば我々が、たとえ牟礼町で3回やろ  
うが、4回やろうが、別にそんなことは頓着しないと。けども、しかし、こういう場所  
の問題でそういうお話が出るということは、あら、我々としてもどうしたんかなというふ  
うな感じ方は受けますわな。ただ、そこだけの話ですわ。

松田委員 私、室長に言うんもね、高松が12月21日に決めたという前に、高松は2  
0日と言いつたけども、牟礼が21とか22とかというて調整して、ほんで高松市が理  
解してくれて21日になりましたと、こういうように報告したら、皆も、ああそうかとい  
うんじゃけど、何度も最後に何日です、何日です、何時ですと言うたらな、もう大概、高  
松にやられよう、やられようという、被害意識がある……

議長(増田会長) はい、わかりました。だから、次回の会議についても改めて、ここ  
へ提案をしておりますが、十分に協議することにいたしましょう、ねっ。確かにおっしゃ  
ることもわかりますんでね。次回の会議、一応、日にち、場所、決めておりますが、なお、  
今後協議するということにさせていただきます。

時間もたっておりますので、きょうの会議はもうこのあたりで閉じさせていただきたい  
と思います。長時間にわたり御協議、大変ありがとうございました。

これもちまして高松市・牟礼町合併協議会第8回会議を閉会させていただきます。ど  
うも御苦労さまでした。

午後 0時12分 閉会

会議録署名委員

委員 沢川憲博  
委員 大橋光政